

上野事務所ニュース

28年12月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641
http://www.sr-ueno.com/ E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

特定(産業別) 最低賃金

10月より地域別最低賃金が更新されました(千葉: 842円、埼玉: 845円、東京: 932円)が、この地域別最低賃金とは別に、下記に列挙した産業には、都道府県ごとに産業別の最低賃金があります。この特定(産業別)最低賃金は12月25日に更新されます。

千葉県の特定(産業別)最低賃金

	最低賃金
調味料製造業 (平成28年12月25日より)	868円
鉄鋼業 (平成28年12月25日より)	915円
はん用機械器具、生産用 機械器具製造業 (平成28年12月25日より)	884円
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (平成28年12月25日より)	887円
計量器・測定器・分析機器・試 験機・測量機械器具・理化学機 械器具製造業、医療用機械器 具・医療用品製造業、光学機械 器具・レンズ製造業、時計・同 部分品製造業、眼鏡製造業 (平成28年12月25日より)	869円
各種商品小売業 (平成28年12月25日より)	848円
自動車(新車)小売業 (平成28年12月25日より)	880円

なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

産業の種類は、日本標準産業分類を元に区分されます。会社の産業種類がわからない場合はお尋ねください。

退職者の社 会保険の取 り扱い

年末年始に休業する事業所が多いと思われます。12月末に退職する従業員の“社会保険の取り扱い”は次のようになります。

- ①12月30日までに退職したが、最終勤務日までの給与を日割計算することなく、12月31日までの期間を全額支払う場合
⇒ 最終勤務日に関係なく、退職日は12月31日、社会保険資格喪失日は平成29年1月1日です。したがって、社会保険料は12月分までかかります。
- ②12月30日までの退職で、最終勤務日までの給与を日割計算する者や、時給・日給者の場合
⇒ 勤務最終日が退職日で、その翌日が社会保険資格喪失日です。

(例:12月20日退職→12月21日喪失)

ただし、上記2つはあくまでも原則的な取り扱いです。最終的に退職日をいつにするかはご相談下さい。

健康保険証の返却は、退職日に返却していただくのが原則です。年内に市町村国民健康保険の手続きができるようであれば、あらかじめ退職日までに社会保険脱退証明書を退職者に渡し、退

職後すぐに手続きに行ってもらおうのがよいと思います。

役所の御用納めは、12月28日です。

育児・介護休業法の改正について(その1)

平成29年1月より、育児・介護休業法が改正されます。改正のポイント(その1)は次の通りです。

【子の看護休暇、介護休暇の取得単位の柔軟化】

現行制度	改正後
子の看護休暇について1日単位での取得	半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能

- ・所定労働時間が4時間以下の場合は適用除外とし、1日単位です
- ・業務の性質、実施体制から半日単位の取得が困難な労働者は労使協定で除外できます
- ・労使協定により所定労働時間の2分の1以外の半日が可能(例：午前3時間、午後5時間)

【育児休業等の対象となる子の範囲】

現行制度	改正後
法律上の親子関係がある実子・養子	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

【有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和】

現行制度	改正後
①申出時点で引き続き、1年以上雇用されていること	①変更なし
②子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること	②子が1歳6ヶ月になるまでの間に労働契約がなくなることが明らかでないこと
③子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでないこと	

Q&Aなぜなにどうして?

Q; 当社の社員が社用車で営業中に他の車と接触事故を起こし1ヶ月程度の怪我をしました。社員が赤信号を見落として交差点に進入して起こした



事故で、過失割合は本人が100で相手方は0という報告を受けています。治療費等の手続きはどのように進めたらよろしいでしょうか?

A; 自動車同士の事故で怪我をした場合、労災保険を使う前に相手方の自賠責保険が優先しますが、今回のように本人の過失が100で相手方の過失が0の場合、相手方の自賠責保険を使うことができませんので、最初から労災保険で手続きを進めます。

相手方がいる場合の怪我については、“第三者行為災害届”を監督署へ届出ますが、当事者の過失割合が100%である場合、届出は不要です。

今回の場合は、労災指定病院であれば様式第5号(労災指定病院でない場合は、様式第7号で請求します)を病院へ提出して療養給付を受け、休業補償は様式第8号で監督署へ請求します。この場合、様式第5号には本人の過失割合が100%である旨を記載します。

また、今回は第三者行為災害届の届出は不要ですが、後日に相手方の保険会社等から会社へ問い合わせがある可能性がありますので、書類は作成して保管し、詳しい状況を把握しておくのがよいでしょう。

上野事務所の今年の業務は
12月28日(水)まで
新年は、

1月4日(水)から
とさせていただきます。

今年も一年、有難うございました。
来年も宜しく願いいたします。